

沖縄県民の基本的人権と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事の中止を求める会長声明

第1 はじめに

政府は、普天間飛行場の代替用地を米軍に提供するため、沖縄県北部の辺野古崎海域において、埋立て工事を行っている。

この埋立てについて、2019年（平成31年）2月24日、沖縄県において「普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立て」に対する賛否についての県民投票が行われ、投票率52.84%、投票総数60万5385票のうち7割を超える43万4273票が「反対」という結果が示された。この県民投票によって、辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の民意が改めて明確に示されたといえる。

この問題について、当会は、次のとおり、法的問題点を指摘し、辺野古新基地建設工事の中止を求める。

第2 法的問題点

1 憲法13条及び14条との関係

現在、日本の国土面積の約0.6%を占めるにすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設の70.6%（面積）が集中している（2017年〔平成29年〕1月1日現在）。そのため、沖縄県内では、米軍基地の存在に起因する航空機事故や米軍人・軍属等による事件が絶え間なく発生し（日米地位協定により容疑者の身柄が日本側に引き渡されないという事態も生じた）、軍事訓練や騒音等によって睡眠障害や健康被害が生ずるなど生活環境が破壊されるのみならず、自然環境も破壊されるに至っている。この上、普天間飛行場の代替として辺野古に新基地を建設し、米軍基地が増大・強化・固定化することは、沖縄県民の尊

厳を踏みにじるものであって、個人の尊厳を定める憲法13条の精神に反し、沖縄県民が安全かつ平穏に生活することを基調とする「幸福追求権」(13条)をさらに侵害すると共に、平和的生存権を脅かしかねない過酷な負担を特定の地域の住民に課することになり、「法の下での平等」(14条)にも反することになる。

2 地方自治との関係

日本国憲法は、地方自治制度の運営が「地方自治の本旨」(92条)に基づいて行われることを保障している。「地方自治の本旨」には、団体自治と住民自治の2つの要素が認められるが、後者に関しては、地方公共団体における行政は、これにより利益を受ける当該住民の直接的な政治意思に基づいて行わなければならないといった(直接)民主主義の理念を強く打ち出したものである。このことは、国の施策であったとしても、特定の地方公共団体の住民の利害に大きな影響を与える事項については、当該住民の民意を可及的に尊重しなければならないということに帰着する。上記県民投票は、辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の民意が改めて明確に示されたものといえることから、その民意は上記住民自治の観点から最大限に尊重されなければならない。しかしながら、政府は、上記県民投票後も埋立て工事を続行しており、かかる政府の行為は住民自治の理念ひいては民主主義そのものを軽視するものというべきである。

そして、日本国憲法第95条が「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定めている趣旨からしても、特定の地域の住民に対し、人権侵害にも繋がる過度な負担を強いるような場合においては、当該住民の自己決定権や政治的意思をまずもって尊重すべきであ

るから、政府としては、上記県民投票の結果を一層重んじなければならないはずである。

3 行政不服審査法との関係

上記埋立て工事は、県知事による公有水面埋立て承認の取消し処分について、沖縄防衛局長が行政不服審査法に基づく処分の取消し（本案）及び執行停止を申し立て、国土交通大臣が「審査」し、執行停止決定がなされた上で、実施されている。

しかしながら、そもそも行政不服審査法は、「国民の権利利益の救済を図る」（同法1条）ための法律であることから、「国民」とは異なり「固有の資格」において処分の相手方となる者については明示的に適用除外としている（同法7条2項）。このことから、上記公有水面埋立て承認の取消し処分において、国は、公有水面埋立法によって与えられた特別な法的地位（固有の資格）にあるから、行政不服審査法に基づく審査請求や執行停止の申立てを行うことは許されないはずである。それにもかかわらず、国の機関である沖縄防衛局長によってなされた行政不服審査法に基づく申立ては、行政不服審査制度を濫用したものであるとの批判を免れない。

その後、本案について、国土交通大臣は、2019年（平成31年）4月5日、沖縄防衛局長の審査請求を認める裁決（処分の取消し）を行ったが、かかる国土交通大臣の裁決についても同様の批判を免れないと言ふべきである。

第3 最後に

現在、長野県内各地においても、米軍輸送機の低空飛行やオスプレイの飛行が何度も確認されている。沖縄県における在日米軍基地の問題は、沖縄県だけの問題ではなく、長野県を含む我が国に居住するすべての個人の基本的人権に直結する問題であり、日米安全保障条約や

日米地位協定のあり方についても、全国民による議論が必要であると当会は考える。

よって、当会は、沖縄弁護士会が2018年（平成30年）12月10日可決した「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」に賛同の意を表するとともに、先の大戦において、一木一草焦土と化し、4人に1人が亡くなったともいわれる熾烈な地上戦が繰り返され、しかも、1972年（昭和47年）の本土復帰まで27年間にわたり、米国の施政権下であり、戦後平和憲法の下でも軍事施設の負担を余儀なくされてきた沖縄県に対し、これ以上過重な基地負担を強いるべきではないと考え、政府に対し、沖縄県民の基本的な人権と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事中止を求めるものである。

以 上

2019年（令和元年）7月10日

長野県弁護士会

会 長 相 馬 弘 昭